

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成26年1月8日付けで行った「交通反則告知書（〇〇〇〇〇〇〇〇）に関するもの及び特定の警察官（上記事件の関係者）に関わるもの」の開示請求について、その存否を明らかにしないで不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成25年12月25日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、
- ア 平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇時の時点で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇付近での職務を命じた書類及びその復命書類等全て
 - イ 上記地点における平成24年1月1日から平成25年12月24日までの、
 - (ア) 規制時間帯に取り締まった違反の日時と内容が特定できるもの
 - (イ) 規制時間帯におきた交通事故の日時と内容が特定できるもの
 - (ウ) (ア) 以外の時間帯に取り締まった違反の日時と内容が特定できるもの
 - (エ) (イ) 以外の時間帯の交通事故の日時と内容が特定できるもの
 - (オ) 取締りの実施計画及び報告に関するもの
 - ウ 平成24年1月1日から平成25年12月24日までの〇〇〇警察署管内の各スクールゾーンにおける、前述のイ(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)
 - エ 交通反則告知書（〇〇〇〇〇〇〇〇）に関する以下のもの
 - (ア) 平成24年12月6日、(イ) 7日、(ウ) 10日に作成した書類
 - (エ) 平成24年12月20日に対応した時の記録

- (オ) 平成24年1月7日に〇〇〇が提出した質問書
- (カ) 質問書の回答のための起案決裁文書・その下書きや準備メモ・その他
- (キ) 現場検証の呼出状及びその発出手続に関する起案決裁文書
- (ク) 現場検証の記録
- (ケ) 違反事実を示す証拠
- (コ) 違反に伴う加点の手続等全て

オ 〇〇警官（上記事件の関係者）に関わる以下のもの

- (ア) 平成24年1月1日から平成25年12月24日までの、出勤簿等
- (イ) 12月10日に言った「違反者を逮捕した」ことを示す証拠書類
- (ウ) 12月10日の調書作成に用いた関係のメモ

の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (2) 実施機関は、本件開示請求のエ及びオに対して、平成26年1月8日付けで、開示請求された公文書の存否を回答することは、特定の個人を識別することができるものとして条例第10条第1号に規定する不開示情報を、また、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものとして条例第10条第3号に規定する不開示情報を開示することとなるため、その存否を答えることはできないとして、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成26年3月6日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、平成26年5月21日に諮問庁から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成26年6月26日及び7月24日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。
- (6) 当審査会は、平成26年9月16日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

(2) 審査請求の理由

「交通反則告知書（〇〇〇〇〇〇〇〇）に関する以下のもの（ア）～（コ）」

- (ア) 平成24年12月6日に警察官が作成した「供述調書」は未完成のままで、証拠能力に欠ける疑念がある。
- (イ) 平成24年12月7日に、〇〇〇警察署で警察官〇〇氏に〇〇〇警察署長あての疑問を記した文書を渡した。個人情報保護の観点からは、それを守られるべき本人が内容を公開し、警察の回答を求めているもので保護に値しない。
- (ウ) 警察官〇〇氏が聴取した内容をまとめたはずの文書の開示を求めている。その際に調べた事実が正しく伝わっていないならば問題である。
- (エ) 12月20日に埼玉県交通反則告知センターへ出頭せよとの命に従って同センターへ行った際の記録を求める。
- (オ) (カ) 前述イで求めた回答を文書で求めたにもかかわらず、担当警察官が電話での対応をもって代えようとしたので、再度、文書での回答を求めたところ「警察としての公式見解である」と言った。このことを確認するために、文書受付簿等で正式に受理したこと及び、〇〇〇に回答してよいかという起案決裁の文書等の開示を求める。
- (キ) (ク) (ケ) (コ) 〇〇〇が承知しないところで否認調書の作成も現場検証の記録も作成されたようである。証拠捏造の疑念さえ持たれかねない案件である。全てを明らかにするべきである。

以上より、公文書の存否を回答しない理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考えられる。

「〇〇警官に関わる以下のもの（ア）～（ウ）」

- (ア) 公務員が公務員として勤務したことを示す証拠となる出勤簿や旅行命令簿などを不開示とするのは法の精神に反すると考える。開示するのは当然である。
- (イ) 平成24年12月7日以前に、「自分は先日も道路交通法違反者を逮捕した」と言っていた。もし、事実に基づかないものならば、取り調べにおける恫喝という犯罪の疑いがさらに強くなるので、そのようなことがないように〇〇警官の道交法違反で逮捕権を行使したという事実を示すべきである。
- (ウ) 平成24年12月10日、〇〇〇警察署内で管理権の行使を宣言して行った〇〇〇の証言の聴取をまとめた際の〇〇警察官自身が作ったメモ等を全て示すことが、公共の安全と秩序の維持に支障をきたすとは思えない。逆に隠蔽することで秩序の維持を図ることを目的とするならば、人権を蹂躪し、公序良俗に反する恐れのほうが大きくなると考える。

以上より、公文書及び公文書に準ずる書類を開示しない理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考える。

4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件開示請求について

本件開示請求のエ及びオは、特定個人の交通違反及び特定警察職員について作成された文書の開示を求めるものである。

このような開示請求に対して、対象文書の存在を明らかにするとことは、特定個人の交通違反があったという事実の有無（以下「本件存否情報1」という。）、特定個人の交通違反についていついかなる文書が作成されている事実の有無（以下「本件存否情報2」という。）及び特定の警察職員が存在するという事実の有無（以下「本件存否情報3」という。）を明らかにする結果を生じさせることになる。

(2) 本件存否情報1の不開示情報該当性について

個人の氏名は条例第10条第1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。そして、特定個人の交通違反があったか否かについても、特定個人の行動の記録として同条第1号に定める不開示情報に該当する。

(3) 本件存否情報2の不開示情報該当性について

特定の交通違反についていついかなる書類が作成されているか否かは捜査の進捗状況を示す情報であって、これが明らかになると違反者等に捜査の動きを察知させ罪証隠滅工作を招くこととなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第3号に定める不開示情報に該当する。

(4) 本件存否情報3の不開示情報該当性について

警察職員の氏名は条例第10条第1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。そして、警部補以下の警察職員の氏名は埼玉県職員録や新聞の人事異動情報でも公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、条例第10条第1号ただし書イに該当しない。また、条例第10条第1号ただし書ロ及び同号ただし書ハに該当する事情もない。さらに、職務の特殊性から氏名を公にすることにより、当該職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第10条第3号に該当する。

したがって、本件存否情報3は、条例第10条第1号及び同条第3号に定める不開示情報に該当する。

(5) 存否応答拒否について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

よって上記のとおり、本件存否情報は条例第10条第1号及び第3号の不開示情報に該当することから、条例第13条により開示請求を拒否したものである。

- (6) 実施機関は上記に記載した判断を経て本件処分を行ったものであり、処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

- (1) 本件審査請求について

本件開示請求のエは、審査請求人に係る交通反則告知書(〇〇〇〇〇〇〇〇)に関する文書の開示を求めるものである。

また、本件開示請求のオは、特定の警察官に関わる文書の開示を求めるものである。

これに対し、実施機関は、開示請求された公文書の存否を答えることは条例第10条第1号及び第3号に規定する不開示情報を開示することとなるため条例第13条に基づきその存否を明らかにすることはできないとして本件処分を行った。審査請求人は、本件処分を不服としてその取消しを求めているものである。

そこで、当審査会は、実施機関の行った本件処分の妥当性について検討を行う。

- (2) 存否応答拒否の適否について

ア 本件開示請求のエについて

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求がなされた場合、通常は請求にかかる公文書が存在すればそれを対象公文書として特定し開示又は不開示の決定が行われ、公文書が存在しなければ不存在を理由として不開示の決定がなされる。このように、情報公開制度の下では、文書の存否が明らかにされた上で決定がなされるというのが原則である。しかし

ながら、存否自体を明らかにしがたい特定の個人の病歴や犯罪歴などセンシティブな情報の請求や、特定の者又は特定の事項を名指しした探索的な請求など、開示請求に係る公文書の存否を認めること自体が不開示情報を定める条例第10条各号の規定が保護する利益を損なうような場合があることから、例外的に条例第13条は当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を認めている。

特定個人の交通反則告知書に関する文書の存否を答えることは、特定個人に交通違反があったか否かという情報を開示することとなる。そして、特定個人に交通違反があったか否かという情報は、条例第10条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、ただし書イからハまでのいずれにも該当する事情は認められない。

また、本件開示請求のエは、特定の交通反則告知書に関する文書について時系列を特定した探索的な請求となっており、その文書の存否を答えることで、いついかなる文書が作成されたか否かという情報が明らかとなる。

交通違反は道路交通法に違反する刑事事件であり、特定の交通違反についていついかなる文書が作成されているか否かという情報が公になると、捜査の進捗状況を示す情報を明らかにすることになる。その結果、違反者等に捜査の動きを察知させ罪証隠滅工作を招くこととなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第3号に規定する公共の安全等に関する情報であると認められる。

したがって、本件開示請求のエに係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第10条第1号及び第3号に規定する不開示情報を開示することになるとして、条例第13条の規定に基づき不開示とした決定は妥当である。

イ 本件開示請求のオについて

条例第10条第1号はただし書ハでは、当該個人が公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公

務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示するとしている。なお、職務遂行に係る情報に公務員の氏名が含まれる場合には、ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとなる。

埼玉県警察における警部補以下の職員の氏名は、従来、埼玉県職員録においても新聞の人事異動情報においても公表されていないことから慣行として公にされている情報とはいえ、公にすることが予定されている情報ともいえない。なお、警部補以下の職員の氏名が埼玉県職員録においても新聞の人事異動情報においても公表されていないことについては、警部補以下の職員は、捜査、取締り等の職務を直接現場で担っていることから、氏名を公にすることによって当該職員が攻撃や懐柔等の対象とされるおそれがあるという危惧を含めて判断されていると考えられる。

以上のことから、警部補以下の氏名についてはただし書イに該当しないことが認められ、また、本件の場合、ただし書ロに該当する事情も認められず、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当する。

本件開示請求のオに係る公文書について、不存在を理由に不開示決定をすると、特定の警察官が存在していないことが明らかとなり、逆に、本件開示請求のオに係る公文書が存在することを前提に開示・不開示を決定すると、特定の警察官が存在していることが明らかとなる。その結果、特定の警察官が存在するか否かという情報が明らかとなり、特定の警察官の氏名を明らかにするのと同じこととなる。

よって、本件開示請求のオに係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第10条第1号に規定する不開示情報を開示することになるとして、条例第13条の規定に基づき不開示とした本件処分は妥当である。

(3) その他

審査請求人は、個人情報を守られるべき本人からの開示請求であり、保護に値し

ないと主張している。

しかしながら、情報公開制度は、開示請求者が誰であるかを問わず、行政機関の保有する情報を広く一般に公開することを前提としている。よって、たとえ開示請求者の求める情報が本人の情報であったとしても、開示・不開示の判断については、他の請求者の請求と同様に取り扱うこととなる。

したがって、当該本人からの開示請求であっても、情報公開制度の下では、条例第10条第1号に該当する個人情報については、ただし書イからハまでに該当するものを除き、開示することができない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

鈴木 潔、高松 佳子、山口 道昭

審議の経過

年 月 日	内 容
平成26年 5月21日	諮問を受ける（諮問第253号）
平成26年 5月21日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成26年 6月26日	諮問庁から意見聴取及び審議（第一部会第94回審査会）
平成26年 7月24日	諮問庁から意見聴取及び審議（第一部会第95回審査会）
平成26年 9月16日	審査請求人の意見陳述聴取及び審議（第一部会第96回審査会）
平成26年11月13日	審議（第一部会第97回審査会）
平成26年12月11日	審議（第一部会第98回審査会）
平成27年 1月29日	答申